

## 規 則

埼玉県建築審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四号

埼玉県建築審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県建築審査会規則（平成十七年埼玉県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第三条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十九条第二項の規定により委員に任命されている者の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年一月三十一日までとする。